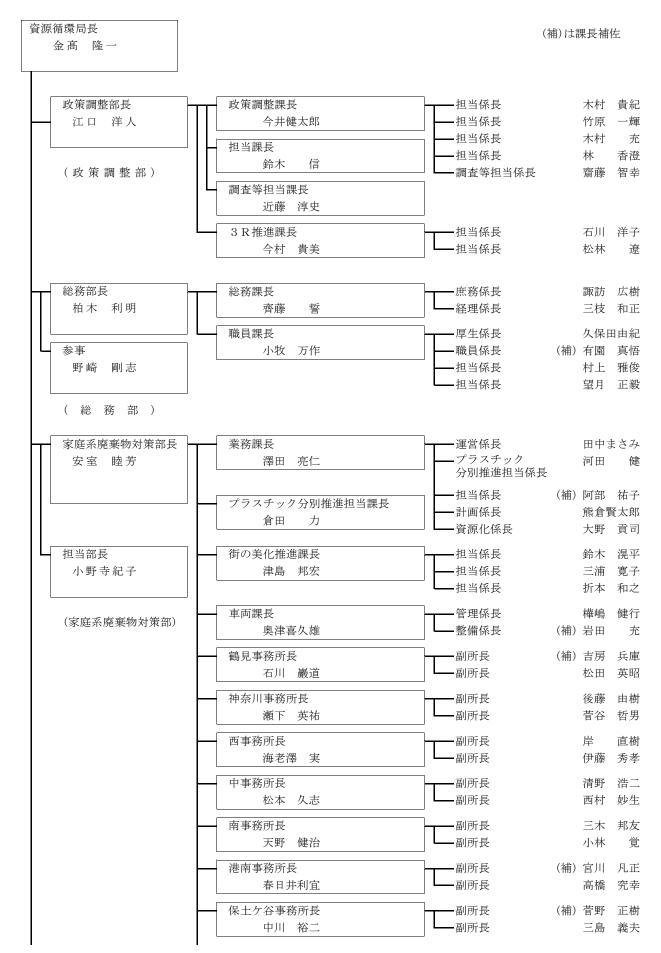
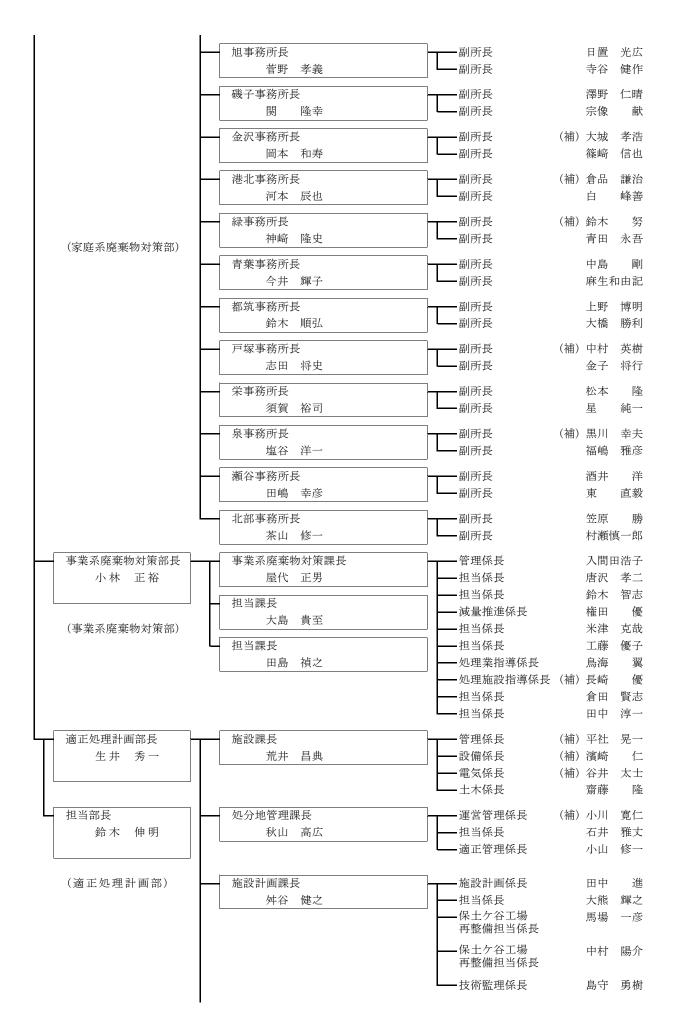
機構図及び事務分掌

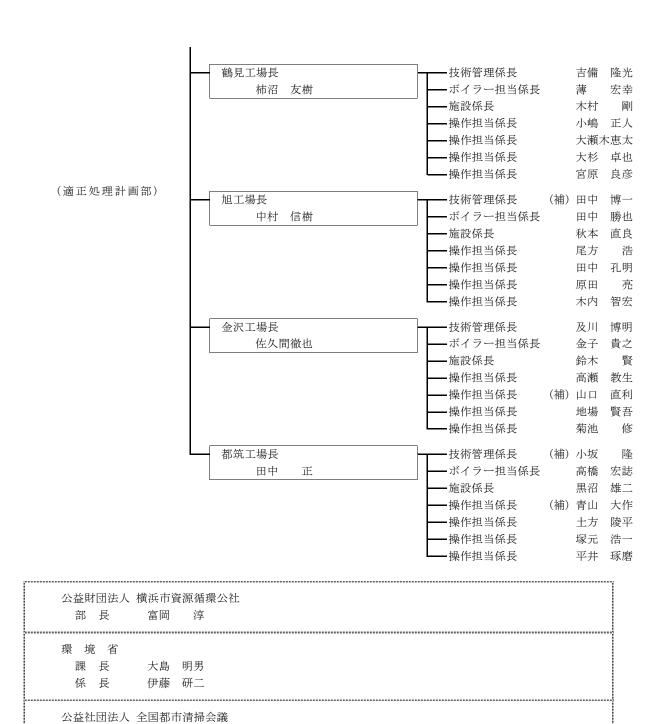
令和6年5月22日

資源循環局

資源循環局機構図







課 長 米村 卓郎

資源循環局事務分掌

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること(他の部の 主管に属するものを除く。)。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策 の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること(他の部の主管に属するもの

を除く。)。

- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

家庭系廃棄物対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること(他の係の主管に属するものを除く。)。
- 2 一般廃棄物 (事業系一般廃棄物を除く。) の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く。)の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 資源集団回収の促進に関すること。

街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること(他の局及び部の主管に属するものを除く。)。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所(北部事務所を除く。)

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物(固形状のものに限る。)の工場又は一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。)への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物(し尿を除く。)の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)。
- 11 一般廃棄物(し尿を除く。)を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 13 街の美化(区役所の主管に属するものを除く。)及び不法投棄廃棄物(し尿を除く。)に関

すること。

- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること (業務課の主管に属するものを除く。)。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系廃棄物対策部

事業系廃棄物対策課

管理係

- 1 事業者による廃棄物の不適正処理に対する指導監督に関すること。(他の係の主管に属するものを除く。)。
- 2 有害使用済機器の保管等に係る届出等に関すること。
- 3 建設資材の分別解体、再資源化等に係る届出等に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

減量推進係

- 1 事業系廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画、実施及び調整に関すること (他の部の主管に属するものを除く。)。
- 2 廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量及び適正処理等に係る指導監督に関すること。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等に関すること。

処理業指導係

- 1 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関すること。
- 2 浄化槽清掃業の許可等に関すること。
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等に関すること。

処理施設指導係

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設等の用地設定に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可等に関すること。
- 3 浄化槽法に基づく届出に関すること(下水道河川局下水道管路部管路保全課及び他の係の 主管に属するものを除く。)。
- 4 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行おうとする者に対する指導監督に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び更新に係る実施の計画に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 3 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

雷気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設(電気主任が配置されている施設を除く。)に係る電気設備の維持管理に関する こと。

土木係

1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物(固形状のものに限る。以下この部中同じ。)の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下この部中「法」という。)第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄 物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。)の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)の諸施設の維持管理に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 5 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)の環境保全に関すること(他の局、部、係の主管に属するものを除く。)。
- 6 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)の跡地に関すること。

- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 その他処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)に関すること。
- 9 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること(資源化のための研究及び開発に関することを除く。)。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

適正管理係

- 1 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。
- 2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。
- 3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること(他の係の主管に属するものを除く。)。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出処分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること(他の 課、係の主管に属するものを除く。)。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること(金沢工場に限る。)。
- 9 工場見学の受入れに関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。

- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること (部内他の 課、係の主管に属するものを除く。)。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。



令和6年度

事業概要

資源循環局

目 次

		良
Ι	令和6年度資源循環局運営方針	1
Π	令和6年度資源循環局予算の概要	2
Ш	令和6年度資源循環局予算における推進施策	
1	プラスチック対策の推進	4
2	食品ロス削減の推進	7
3	環境学習・普及啓発の推進	9
4	多様な社会ニーズへの対応	12
5	安定したごみの収集・運搬・処理・処分	16
6	将来を見据えた施設整備	18
IV	予算総括表及び主な事業内容	
1	令和6年度資源循環局予算総括表	21
2	主な事業内容	
	(1)10 款1項 資源循環管理費	22
	1目 資源循環総務費	
	2目 減量・リサイクル推進費	
	3目 事務所費	
	4目 車両管理費	
	(2)10 款2項 適正処理費	25
	1目 適正処理総務費	
	2目 工場費	
	3目 処分地費	
	4目 産業廃棄物対策費	
	(3)10 款3項 し尿処理費	29
	1目 し尿処理総務費	
	2目 し尿処理施設費	

I 令和6年度 資源循環局 運営方針

I 基本<u>目標</u>

令和6年度は、横浜市中期計画2022~2025の折り返しであり、「子育でしたいまち 次世代を共に育むまちヨコハマ」の 実現に向け、新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ5.3計画」のもと、脱炭素化を強力に推進し、将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐ施策に取り組みます。

■ 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

市民・事業者・行政が一丸となって、プラスチックの発生抑制や分別・リサイクルを進めることにより、脱炭素化への行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげていきます。

■ 安心・安全・安定なごみ処理の推進と多様な社会ニーズへの対応

ごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も着実に行うとともに、計画的な施設整備を推進し、市民生活と市内経済の安心安全を支えます。また、ごみ出し支援やまちの美化対策、災害対応など多様な社会ニーズに着実に対応します。

■ 財源創出に向けた取組の推進

「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」に基づき、持続可能な廃棄物行政の運営に向け、ごみの焼却によって得られる発電収入の増加、事務所等の施設における屋外広告物の掲出、ネーミングライツ、企業協賛、土地の利活用、DXの推進等、多様な視点から財源創出に取り組みます。

Ⅱ 目標達成に向けた施策

重点施策	主な取組・内容
プラスチック対策 (政策19)	 ○プラスチックごみの分別・リサイクル拡大に向け、新たにプラスチックのみでできた製品を加えた「プラスチック資源」の収集を10月に9区で、令和7年4月から全18区で開始 ○様々な手段・媒体を通じた新しい分別ルールの浸透と、脱炭素化に向けた市民・事業者・行政の行動変容の促進と「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成 ○事業者による自主回収・店頭回収の取組状況の発信や、発生抑制・リサイクルに向けた事業者への働きかけと支援等の実施
食品ロス削減 (政策19)	○「食」を大切にする価値観が醸成されるよう、季節行事に合わせた啓発や子どもたちが楽しみながら学べる出前教室など、食品ロスの削減に向けた具体的取組の実践につながる働きかけの実施 ○様々な業種・形態の事業者や関係団体と連携した取組や、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者等の活動内容の発信
環境学習· 普及啓発 (政策19)	○子ども・若者・大人など様々な世代を対象とした環境学習を推進し、各世代で継続的に学ぶ機会を提供するとともに、対面やデジタルの活用など対象者に合わせた普及啓発の実施○関係部署と連携した環境学習や普及啓発の取組、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成など、様々な媒体を利用した積極的な情報発信
多様な社会ニーズ への対応 (政策19・25・35)	○高齢化に伴うごみ出し支援、申請手続等のデジタル化、近年頻発している大規模な災害への備えなど、多様な社会ニーズに対する着実な対応○清潔できれいなまちづくり推進のため、喫煙禁止地区での巡回指導のほか、受動喫煙対策を加えたパトロールを、関係局と連携し市内主要駅周辺で実施
安定したごみの 収集・運搬・処理・ 処分 (政策19)	○安全で安定した、ごみの収集・運搬・処理・処分の着実な実施○粗大ごみ収集の受付におけるデジタルツールの活用や資源集団回収オンラインシステムの運用を開始し、利用者の負担軽減・効率化○焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設における計画的な補修・更新の実施
将来を見据えた 施設整備 (政策19・38)	 ○保土ケ谷工場の再整備の着実な推進と新たな中継輸送施設の建設 ○金沢工場の延命化に向けた、長寿命化工事の契約と工事着手に向けた準備 ○老朽化が進む焼却工場や資源選別施設、検認所等の計画的な更新に伴う事業費の縮減・平準化に向けた調査・検討の推進 ○ごみの焼却に伴い発生する熱・電気などの環境にやさしいエネルギーの創出・利活用、省エネ、脱炭素技術の導入の検討など、市域内の脱炭素化に向けた取組の推進

()内は横浜市中期計画2022~2025の政策番号

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

「課題の認識」と「コミュニケーションの活性化」

現在の社会情勢から見た課題、業務を進めていく中での課題を、責任職と職員がしっかりと共有・認識します。 課題解決に向けた目標を明確にし、組織の中で十分にコミュニケーションをとり、職員一人ひとりの目標達成に つなげていきます。

職員の意識改革・やりがいの向上に向けた人材育成

資源循環局のすべての職員が、仕事のやりがいを高め、成長を実感できるよう、責任職が計画的な人材育成に 取り組みます。また、現場職員や若手職員が、積極的に企画・提案を出し合える環境づくりに取り組みます。

向 取り組みま **凡事徹底**

力

の

ワークライフバランスの推進、事故や公務災害の防止等の安全対策の徹底、事務処理ミスや不祥事の防止等、 当たり前のことを徹底してやり抜き、市民の皆様からの信頼と期待に応えます。

Ⅱ 令和6年度資源循環局予算の概要

1 予算編成の考え方

令和6年度は、横浜市中期計画 2022~2025 の折り返しであり、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、脱炭素化を強力に推進し、将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐための施策に取り組みます。

新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」(令和 6 年 1 月策定) の実質初年度として、市民・事業者・行政が一丸となって、プラスチックの発生抑制や分別・リサイクルを進めることにより、脱炭素化への行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげていきます。

- (1) 温室効果ガスの主な排出要因である、プラスチックごみの焼却量削減に重点的に取り 組みます。特に、プラスチックごみの分別・リサイクルを着実に進め、脱炭素化に向け た市民一人ひとりの行動変容に向けた取組を加速します。
- (2) ごみ出しの支援やごみ処理手続のデジタル化、まちの美化対策など多様な市民ニーズ に着実に対応するとともに、安定したごみの収集・運搬・処理・処分を実施し、市民生活と市内経済を支えます。
- (3) 保土ケ谷工場の再整備をはじめ、将来を見据えた施設整備を計画的に実施します。また、「環境にやさしいエネルギー」を最大限創出し、市内での利活用を進めます。

2 予算のポイント

(1) プラスチック対策の推進

- ① プラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始します。10月から9区で、令和7年4月からは全18区で実施します。
- ② 様々な手段・媒体を通じた広報啓発や環境学習を通じて、新しい分別ルールの理解促進や脱炭素化に向けた市民の行動変容につなげていきます。
- ③ 事業者による自主回収や店頭回収の取組状況の発信をはじめ、発生抑制・リサイクルに向けた事業者への働きかけや支援を行います。

(2) 多様な社会ニーズへの対応、安定したごみの処理

- ① 高齢化に伴うごみ出し支援や、申請手続等のデジタル化、近年頻発している大規模な災害 への備えなど、多様な社会ニーズに着実に対応します。
- ② 清潔できれいなまちづくりを推進するため、多くの来街者が訪れる主要駅などにおける地域と連携した美化活動や、歩きたばこ・ポイ捨て防止等の取組を進めます。
- ③ ごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実に行い、市民生活と市内経済の安心安全を支えます。

(3) 将来に向けた計画的な施設整備の推進

- ① 保土ケ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進め、将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保します。
- ② 老朽化が進む焼却工場や資源選別施設、し尿処理施設などについて、再整備に向けた検討を進めます。
- ③ 施設整備にあたっては、環境にやさしいエネルギー(熱・電気)を最大限創出する設備を導入することで、市内の脱炭素化に貢献します。

3 予算の状況

(単位:千円)

		令和6年度	令和5年度	増▲減	増減率
歳出	合 計	48, 169, 328	42, 071, 190	6, 098, 138	14. 5%
歳入	、合 計	48, 169, 328	42, 071, 190	6, 098, 138	14. 5%
特	持定財源	19, 931, 659	17, 013, 069	2, 918, 590	17. 2%
_	−般財源	28, 237, 669	25, 058, 121	3, 179, 548	12. 7%

4 主な推進施策

(1) プラスチック対策の推進

- ・プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
- ・プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

(2)食品ロス削減の推進

- ・価値観の醸成ときっかけづくり
- ・場面に応じた実践行動の推進
- ・事業者等との連携・共有
- ・生ごみの減量・リサイクル

(3)環境学習・普及啓発の推進

- ・環境学習の推進
- ・ 普及啓発の取組

(4) 多様な社会ニーズへの対応

- ・高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- ・まちの美化の推進
- 災害への備え
- ・廃棄物分野における国際協力

(5) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

- ・家庭ごみの安定的な収集運搬の推進
- リサイクルの推進
- ・環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進
- ・事業系ごみの適正処理

(6)将来を見据えた施設整備

- ・廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- ・環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

Ⅲ 令和6年度資源循環局予算における推進施策

1 プラスチック対策の推進

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化の一因となっていることやひとた び海に流入すると容易に分解されず、生態系を含めた海洋環境への影響が懸念されることから世界的 な課題になっており、対策に取り組まなければなりません。

令和6年度は、新たに策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」に基づき、 家庭ごみの分別ルールを変更するなど、発生抑制を含めたプラスチックごみの削減を進めます。

また、プラスチックごみの発生抑制やリサイクルに向けた取組を一層推進するため、事業者への働きかけ・支援を行います。

(1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

46,251 万円*(前年度 O万円)

・これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始します。10月に9区で、令和7年4月からは全18区で実施します。



・収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設(民間施設)において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。



プラスチック資源の収集からリサイクルまでのフロー

※プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大による費用(収集運搬、リサイクル、広報啓発等)の増分

- ・ヨコハマ G30 プラン以来、約 20 年ぶりの分別ルールの変更となるため、新しいルールをご理解いただけるよう、丁寧な説明を行います。併せて、プラスチックごみの発生抑制、脱炭素化の取組についてもお伝えしていきます。
- ・新しい分別ルールを含むごみと資源物の分け方・出し方のわかるリーフレットの全戸配布、分別検索 システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクショナリー」等の改修を行います。



住民説明会開催風景



ごみと資源物の分け方・出し方の わかるリーフレット



ごみ分別アプリ

(2) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

802 万円(前年度 891 万円)

軽くて丈夫なプラスチックは、もはや日常生活においてなくてはならないものになっています。しかし、燃やすと多くの温室効果ガスが発生するため、プラスチックごみの発生を抑える取組が重要です。 そこで、発生抑制等につながる具体的行動について共有し、市民・事業者の皆様の行動変容につなげていきます。また、発生したプラスチックごみについては、リサイクルを推進していきます。

① 市民の行動変容に向けた取組

- ・ストローやスプーン、フォーク等使い捨てとなるプラスチックを 削減するため、SNS や広報紙等で行動を呼びかけるとともに、 小売店と連携した啓発キャンペーンを実施します。
- ・市内の専門学校生との連携により制作した広報ツールを活用 し、マイボトルやマイボトルスポット**の利用を促します。



小売店と連携した啓発 POP (令和5年度)

※ マイボトルスポット: コーヒー販売などのチェーン系カフェやコンビニエンスストア、無料で給水できる専門小売店など(令和5年12月末現在502か所)

② 事業者への働きかけ・支援

- ・廃棄物処理業者との情報共有・意見交換等により、プラスチック ごみの排出状況を効率的に把握し、排出事業者への立入調査 や講習会等を通じた発生抑制・リサイクルの働きかけを実施す るとともに、ペットボトルの水平リサイクルといった事業者の新た な取組に対して支援を行います。
- ・製造・販売事業者による自主回収や店頭回収・リサイクル等の 取組に市民の皆様が参加協力いただけるよう、新たに各事業 者の取組状況をウェブサイトで発信します。
- ・地域メディアと連携して、テレビ、新聞、ウェブサイト等を活用 し、企業・団体のプラスチック削減の取組について発信します。



ペットボトルの水平リサイクルに係る 実証実験で使用した分別ボックス

コラム1 燃やすごみに含まれるプラスチックごみを減らすために

「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」では、燃やすと多くの温室効果ガスが発生するプラスチックごみを減らすために、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を 2030 (令和 12) 年度までに2万トン削減する(2022(令和4)年度比)」目標を設定しています。プラスチックごみを削減するためには、「リデュース(発生抑制)」、「リユース(再使用)」などで、ごみになるプラスチックの削減に取り組み、不要となったものについては分別・リサイクルしていきます。

10月からの「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を好機と捉え、新たに分別対象となるプラスチック製品のみならず、ごみになるプラスチックの削減に取り組んでいただけるよう分かりやすく丁寧に広報啓発を実施していきます。





また現在でも、燃やすごみの中には、調味料のチューブや弁当容器など、汚れたプラスチック製容器包装が多く含まれています。これらについても改めて分別のご協力をお願いしていきます。

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減が進めば温室効果ガスの発生量も減少します。このようなことを市民の皆様にご理解いただけるよう広報啓発を実施していきます。

<汚れたプラスチック製容器包装の分別方法は?>



中身が洗えないものは 使い切ればOK!



容器についた汚れは、 軽くゆすぐか、 汚れを拭き取ればOK!



値札などのシールやラベルは、 はがしきれなくてもOK!

詳しくは

横浜市 汚れたプラ

検索区

2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の「食」を大切にする価値観が醸成されるよう、食品ロスの削減に向けた具体的取組の実践につながる働きかけを行っていきます。

また、事業者による先進的な取組を後押しすることで、市域全体での食品ロス削減につなげます。 取組を進めてもなお残る生ごみについては、堆肥化等の有効利用を促していきます。

(1) 価値観の醸成ときっかけづくり

686 万円(前年度 584 万円)

子どもたちが楽しみながら食品ロスを身近に感じてもらえるよう取り組みます。また、季節行事に合わせた啓発を行うことで、「食」を大切にする意識が定着するよう取組を進めます。

- ・未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の 栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室**を実施します。
- ・10 月の食品ロス削減月間や季節行事に合わせ、集中的な広報・啓発 や小売店店頭などでのイベントを実施します。
- ・市内の企業や団体に対するフードドライブの実施に必要な物品の貸出しや市内で実施しているフードドライブ情報を発信します。



すごろくで学ぶ出前教室

※出前教室 : 学校や自治会町内会等において、職員が3Rの推進などを講義する取組

(2) 場面に応じた実践行動の推進

食品ロス削減のためには、一人ひとりの小さな行動の積み 重ねが大切です。そのため、日常生活の中で自分事として取 り組んでいただけるよう、買い物時や調理時など、食べ物に触 れるあらゆる場面に応じた具体的な行動を働きかけ、削減に 向けた実践行動を推進します。

・適量購入の呼びかけや食材の上手な保存方法など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかけます。

110 万円(前年度 76 万円)



学生と共同制作したレシピ集

・余りがちな食材を活用したレシピコンテストの実施や学生が考えたレシピを活用し、啓発を行います。

(3) 事業者等との連携・共有

732 万円(前年度 841 万円)

食品ロス削減の重要性が広く認知され、多くの事業者・団体による取組が継続的に進み、拡大していくことが必要となります。そこで、様々な業種・形態の事業者や関係団体と連携したイベントを実施するとともに、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者等の活動内容を広く発信することで、取組を後押しします。

- ・食品廃棄物の排出量が多い製造事業者に対し、新たに実態調査を行い食品ロス削減の取組を求めていきます。販売事業者に対しても、引き続き食品ロス削減を働きかけていきます。
- ・食べきり協力店※1の登録拡大や利用促進を図り、飲食店等における食品ロス削減を推進します。
- ※1 食べきり協力店: 小盛メニューの導入による適量注文や食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む 飲食店等

- ・ナッジ※2 の考え方・手法をまとめたリーフレットや動画を活用し、飲食店や小売店におけるナッジを活用した取組を進めます。
- ・フードシェアリング^{※3}やフードドライブなど、食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者等を表彰します。
- ・事業者や国際機関等と連携した食をテーマとしたイベントや環境学習を実施します。

※2 ナッジ: 行動デザインの一つであり、ルールで強制するのではなく、自然と望ましい行動をするよう誘導するもの ※3 フードシェアリング: そのままでは廃棄にされてしまう食品と購入希望者とのマッチングを行うこと

(4) 生ごみの減量・リサイクル

190 万円(前年度 216 万円)

燃やすごみの約3割を占めている生ごみの一層の削減と有効利用を 促すため、市民の皆様が手軽に始められる土壌混合法*の普及啓発に 取り組みます。

- ・講習会の実施や動画の活用など、土壌混合法を取り組むきっかけづくり を進めます。
- ・地域で生ごみのリサイクル活動を実施していただく団体を支援するため、活動に必要な物品を支給します。
- ※ 土壌混合法:生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法



土壌混合法などを紹介する パンフレット

コラム2 食品ロス削減月間

食品ロス削減月間である 10 月には、イベントの開催やSNSを通じた発信など、広報啓発を集中的に展開しています。

令和5年度は、食品ロス削減の日である10月30日に、 市内の飲食店と連携し、規格外野菜などを使用したアイデアカレー弁当等を集めた販売会を市庁舎で開催しました。

あらゆる食材との相性が良く、子どもから大人まで幅広い 世代に身近な"カレー"を題材とすることで、食品ロス削減 を身近なこととして考えていただくよう工夫しました。

参加した店舗からは「これまでとは違った視点でメニューを考えました。食材について従業員と改めて話す機会にもなり、貴重な経験になりました。」とのお声もいただき、消費者だけでなく、事業者の意識向上にもつながりました。

令和6年度も、市民・事業者の皆様に食品ロスの削減を身近に感じていただけるイベントや広報啓発を展開していきます。



食品ロス削減月間啓発ポスター



販売会の様子

3 環境学習・普及啓発の推進

誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくため、市民・事業者の皆様の 環境意識の向上と行動変容の促進を図ります。

併せて、2027年に横浜で開催する環境をテーマとした万博「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげるため、関係部署とも連携した環境学習や普及啓発の取組、様々な媒体を利用した積極的な情報発信を進めていきます。

(1) 環境学習の推進

305 万円(前年度 253 万円)

環境学習の取組は、子どもたちに環境意識を深めていただくことや家族、地域への波及にもつながることから特に力を入れています。そこで培われた環境への意識を大人になっても持ち続けていくためにも、それぞれの世代で継続的に学ぶ機会を提供します。

① 子どもたち(未就学児・小学生・中学生)への取組

- ・保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ 出前教室や収集車を使った収集体験などを行います。
- ・市内の小学4年生を対象に、焼却工場・資源選別施設・最終処分 場などにおいて社会科見学の受入れを行うとともに、授業の学習 補助教材として副読本を配付します。
- ・分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、 小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施します。



ごみ収集車を使用した収集体験

② 若者・大人への取組

- ・「環境学習プログラム[※]」を活用し、高校生・大学生をはじめとした様々な世代を対象にした環境について学ぶ機会を提供します。
- ・プラスチック対策や食品ロス削減等をテーマとした出前教室を開催することで、ごみの分別や発生抑制の取組を促し、脱炭素化や「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげます。

※環境学習プログラム: 世代別の学習モデルやテーマ別の講座内容など、廃棄物に関する環境問題について 学べる環境学習の実施モデルをまとめたもの。







令和5年度「ヨコハマ3R夢!」ポスターコンクール大賞作品

小学校低学年の部

小学校高学年の部

中学生の部

(2) 普及啓発の取組

1,184 万円(前年度 1,512 万円)

市民の皆様にプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に伴う正しい分別ルールや3R 行動を御理 解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発 を行います。

① 対面での普及啓発

- ・地域での説明会の実施や小売店の店頭、区民まつりや工場啓 発イベント等を活用し、対面による啓発を実施します。
- ・本市に転入される方には、区役所での転入手続き時に関連資 料を配付するなど、対象者に合わせた啓発を実施します。
- ・在住外国人に対しては、国際交流ラウンジなどの関係機関と連携 し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナシ ョナルスクールでの出前教室を実施します。



イベントでの分別啓発

② デジタルを活用した普及啓発

- ・動画投稿サイトやSNSを活用し、デジタルに慣れた方向けの広報 啓発を実施します。
- ・分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクショナリ 一」等の利用を促します。
- ・在住外国人向けに英語、中国語に加え、新たに韓国語に対応した 「ミクショナリー」を開設します。



ミクショナリー(英語版)

コラム3

#ごみから始まる脱炭素 その名は「しげんだーZ」 ~若手職員の創造力とスピード感を施策・事業へ反映!!~

資源循環局では、部や課の垣根を超え、脱炭素化に資 する取組を進めるため、若手職員による脱炭素化創造チ ーム「しげんだーZ」を結成しました。

令和5年度は、市職員にリユースの大切さを伝えるた め、ペットグッズの「ecoトレード」(不用品配布会) を開催したほか、令和6年度の事業として、食品ロスに なりがちな食材を活用する「レシピコンテスト 2024」 の開催などを提案し、予算にも反映させました。

今後もこのような取組を通じて、職員一人ひとりの意 識改革、能力強化、モチベーションの向上につなげてい きます。



「ecoトレード」ロゴマーク (職員作成)



「ecoトレード」配布会に集まった ペットグッズ

コラム4

将来を担う若者と取り組む食ロス・プラ対策

横浜市では、将来を担う若者の柔軟な発想を取り入れた食品ロス削減の取組やプラスチックごみ削減に繋がる取組を進めるとともに、学校への出前教室の実施による環境意識の醸成に取り組んでいます。令和6年度についても、引き続き連携して取り組んでいきます。

■柔軟な発想を取り入れた学生主体の取組

本市と横浜デジタルアーツ専門学校が連携し、令和3年度から「デザインを通じた環境教育」の取組を進めています。

令和5年度は、「マイボトルプロジェクト」と「食品ロス削減ワークショッププロジェクト」の2つのプロジェクトチームによる広報啓発ツールを制作しました。

「マイボトルプロジェクト」では、生徒自ら SNS でマイボトルやマイボトルスポットに関する情報発信を行うとともに広報動画の制作に取り組み、「食品ロス削減ワークショッププロジェクト」では、小学校への出前教室で使用する食品ロスを楽しみながら学べるカードゲーム2種を制作しました。

さらに、焼却工場で発電した「環境にやさしいエネルギー」の活用に関する広報動画を制作し、市営地下鉄車内で放映しました。





横浜デジタルアーツ専門学生が制作した広報・普及啓発動画



食品ロスを楽しく学ぶための ゲーム制作

また、SDGs に積極的に取り組む東洋英和女学院大学と協働して、一人ひとりがなるべくプラスチックに頼らない生活にチャレンジして、廃棄するプラスチックごみの量を減らす活動の実践や食品ロスを減らすため、区民まつりなどでのフードドライブの取組を進めています。

<マイボトル・マイボトルスポット編> <環境にやさしいエネルギー編>



区民まつりでの フードドライブの取組

■将来を担う若者への環境意識の醸成

SDGs を学ぶ横浜市立東高等学校の特別授業「東高校 Premium Program」に参加し、食品ロスやプラスチック問題といった社会課題を、学生たちに自分事として捉え、考え、行動してもらうための授業を行っています。

参加した学生からは、「一つひとつの行動でどういった影響があるのか、今後はもう少し視野を広げて考えようと思えた。」などの意見をいただき好評でした。



東高校での授業風景

4 多様な社会ニーズへの対応

高齢化など社会状況の変化を踏まえながら、誰もがごみのことで困らない住みよいまちの実現のため、ごみ出し支援のニーズや災害への備えなどに、引き続き着実に対応します。

また、市民の皆様が暮らしやすい清潔できれいなまちづくりを推進するため、まちの美化活動や喫煙禁止地区等における取組、公衆トイレの環境整備などを進めます。

(1) 高齢化やごみ出しに関する課題への対応

1,120 万円(前年度 497 万円)

① 集積場所の適切な維持管理への支援

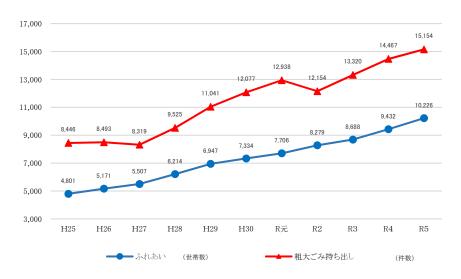
・ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を 抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組みます。

【参考】具体的な取組例

ネットボックスの貸し出し、集積場所で利用している物品の修繕・加工、地域の特性に応じた 分別表示や掲示物の作成及び設置

② ふれあい収集等の着実な対応

・ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方々を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内まで入って粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施します。



ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集の推移

③ いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

・物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋 敷」の解消や再発防止に向けた取組を進めます。

① 地域の美化活動の推進

- ・横浜駅周辺やみなとみらい21地区などの美化推進重点地区の歩道清掃を実施します。特に、多くの来街者の玄関口となる横浜駅周辺などでは、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けて、区役所や地域と連携して地域の実情に応じた美化活動を推進します。
- ・市内河川と周辺のポイ捨てごみの現状を環境学習や啓発活動の際に伝えることで、海洋プラスチック ごみ問題をより身近に感じていただき、ごみのポイ捨て防止や清掃活動への参加など環境への意識 向上を図ります。また、ごみ拾い活動SNSを活用して清掃活動の活性化に取り組みます。
- ・不法投棄されやすい場所への注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止策を実施します。

② 喫煙禁止地区の取組や歩きたばこ、吸い殻のポイ捨ての防止

・吸い殻の散乱やたばこの火による市民等への被害を防ぐため、喫煙禁止地区において、喫煙禁止 地区等指導員による巡回指導を着実に実施し条例の浸透を図ります。

喫煙禁止地区一覧

地区	指定時期	面積(ha)
	15/51791	
横浜駅周辺地区*1		9.0
みなとみらい21地区**2	平成19年度	10.2
関内地区		4.1
鶴見駅周辺地区	平成20年度	3.8
東神奈川駅周辺地区	平成20年度	2.4
新横浜駅周辺地区	平成21年度	3.8
戸塚駅周辺地区	平成29年度	7.4
二俣川駅周辺地区	平成30年度	7.8

- ※1 平成21年にパルナード通りまで拡大及び令和5年に南幸一丁目、二丁目の一部まで拡大 ※2 令和2年に新市庁舎周辺まで拡大
- ・喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロールを実施します。
- ・吸い殻のポイ捨てや歩きたばこを防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底 を図ります。

③ 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

- ・市民の皆様が衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行います。
- ・民間事業者と連携した公共トイレ協力店**の取組を実施し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。
- ※ 公共トイレ協力店:市民の皆様が気軽にトイレを利用できるよう、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力 いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにする取組

(3) 災害への備え

4,411 万円(前年度 6,587 万円)

① 強靭な処理体制の構築

・津波や高潮の発生時においても焼却工場の機能が維持できるよう、沿岸部にある鶴見工場と金沢工場で止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施しています。 令和6年度は、金沢工場の長寿命化対策工事にあわせて、浸水対策工事の設計を実施します。

② 災害時におけるトイレ対策

- ・建替え中の地域防災拠点を除き、令和5年度に下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)の整備が完了しました。引き続き維持管理を行うとともに、地域防災拠点の訓練等において啓発を実施します。
- ・災害時に水洗トイレが使えないときに備えて、家庭でのトイレパッ クの備蓄について引き続き啓発を実施します。



災害時におけるトイレ対策の啓発活動

・地域防災拠点等に備蓄している品質保証期間を過ぎたトイレパックを更新します。

(4) 廃棄物分野における国際協力

294 万円(前年度 327 万円)

海外諸国・都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、Y-PORTセンターや JICA 等と連携し、来日研修やオンライン研修等を通じて、これまで本市が培ってきた技術やノウハウを活かした支援を行います。

① Y-PORT事業を通じた支援

・ベトナム国ダナン市の廃棄物に関する課題の解決に向け、 「JICA 草の根協力事業 第2期事業」では、廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区における収集 体制の強化や分別活動の実施、各種計画の策定に向けた支援を行います。



収集事務所で研修を実施

② アフリカ諸国・都市への支援

- ・本市は「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP*)における研修拠点となっています。アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市や JICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施します。
- ・2025 年に横浜で開催される TICAD9 の機運醸成に取り組みます。



収集車両の説明を受ける研修員

※ アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP):

環境省・JICA・横浜市・国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成29年4月に設立

③ 視察受入れの実施

・廃棄物処理施設等における視察受入れや国際会議への参加を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組のPRや研修等を行います。

コラム5 災害への備え

1 災害時のトイレ対策

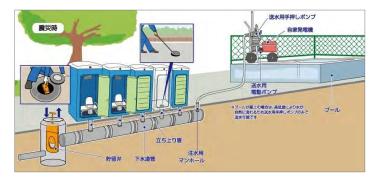
災害時に地域防災拠点となる学校のトイレが使用できなかった場合の対策として、トイレパックや下水直結式仮設トイレなどを配備しています。

- ●トイレパック
- 汚物を凝固剤で固める携帯トイレ
- 地域防災拠点に5,000 個ずつ配備

ご家庭でもひとりあたり 最低 15 個程度の備蓄を お願いします



- ●下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)
- ・公共下水道に直結した仮設トイレ(し尿のくみ取りが不要)
- ・地域防災拠点に5基ずつ配備
 - ※ その他、くみ取り式仮設トイレを2基ずつ配備しています。



下水直結式仮設トイレ設置イメージ

2 災害時を想定した民間事業者との訓練

災害発生時に備え、横浜市一般廃棄物許可業協同組合や公益社団法人神奈川県産業資源循環協会等と協定を締結し、災害廃棄物を迅速に処理するための連携体制を構築しています。

これらの協定に加え、J&T環境 株式会社とも「地震等大規模災害時 における災害廃棄物処理の円滑化に 関する協定」を締結し、平時から大 規模災害発生時を想定した仮置場の レイアウト検討や仮置場運営に関す る訓練等を実施しています。



仮置場の運営に関する訓練

3 被災地派遣

災害からの復興には、避難所から出るごみや家の中の片付けごみの処理に迅速に対応する ことが重要です。本市では、他都市が被災した際に収集職員による支援隊を編成して派遣し ています。

これまで、東日本大震災をはじめとした廃棄物処理支援に取り組み、派遣した収集職員の数は延べ 1,000 人を超えました。令和6年1月には能登半島地震で発生した災害廃棄物等について、収集運搬支援を行いました。

今後も他都市の災害復旧支援に取り組むとと もに、支援の経験を本市の災害対応に生かして いきます。



石川県への災害復旧支援時の様子 (令和6年1月)

5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理は市民生活にとって欠くことができない重要な行政サービスであり、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を実施します。

また、老朽化している廃棄物処理施設の適切な維持管理・補修を実施します。

(1) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

602,335 万円(前年度 563,590 万円)

① 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施します。

② 粗大ごみの受付・収集

- ・デジタルツールの活用により、市民の皆様に 24 時間いつでも粗大ごみの収集のお申込みや粗大ご み処理手数料のお支払いができる環境を提供します。
- ・事前申込なしによる粗大ごみ自己搬入の実証実験結果を踏まえ、令和6年度から本格実施します。



粗大ごみ申込件数に対するデジタルツール (インターネット、チャット、LINE) の割合

(2) リサイクルの推進

509,707 万円(前年度 482,316 万円)

① 資源物のリサイクル

- ・缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・ 圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルします。
- ・プラスチック製容器包装は、市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者に引き渡してリサイクルします。なお令和6年 10 月からは、新たに9区でプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施します。

② 資源集団回収の実施

- ・自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により古紙・古布等を リサイクルします。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交 付します。
- ・4月から新たに資源集団回収オンラインシステムの運用を開始し、登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続等をデジタル化することで、負担軽減・効率化を図ります。

(3) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

628.323 万円(前年度 556.042 万円)

① 安全で安定的なごみ処理と施設の維持管理

・安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設では、法定点検の実施に加え、施設及び機器の劣化状況を把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図ります。

② 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の維持管理

・最終処分場では、護岸等の定期的な点検と排水処理施設の補修を計画的に実施し、安定稼働を図ります。また、市内唯一の一般廃棄物最終処分場である南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を長く 大切に使っていくため、焼却灰の資源化を実施します。

③ 焼却工場・最終処分場の環境測定

・焼却工場からの排出ガスや最終処分場からの排水等を測定して環境法令の基準を遵守していることを確認します。また、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせします。

(4) 事業系ごみの適正処理

32.095 万円(前年度 29.760 万円)

- ・廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周 知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止します。
- ・焼却工場における搬入物検査や届出内容を確認するための事業所への立入調査、市民からの通報 に基づく現地調査を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、 事業系ごみの適正処理の推進に取り組みます。

コラム6

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における電子マニフェストの導入

産業廃棄物の排出事業者は、その処理を他人に委託する際、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられています。

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では、紙媒体のマニフェストのみ使用可能でしたが、令和6年度から電子マニフェストも利用可能とします。

電子マニフェストの導入により、行政を含めた関係 者すべてが廃棄物の処理状況をリアルタイムで確認 できるようになり、廃棄物の適正処理の推進に貢献し ます。

また、デジタル化することで紙の保管の必要がなくなるほか、データの集計が簡易になるなど、事業者の利便性が向上します。



南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

6 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、保土ケ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を行うとともに、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な 更新に向けた調査、検討を進めます。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電能力の向上をあわせて進めます。また、「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、環境にやさしいエネルギーの創出・利活用や省エネ、脱炭素技術の導入の検討など、市域内の脱炭素化に向けた取組を進めます。

(1) 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討

466,301 万円(前年度 18,628 万円)

① 保土ケ谷工場の再整備

- ・ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、保土ケ谷工場 の再整備を行います。令和6年度は、工場新設に係る設計を行うと ともに既存工場の解体を行います。
- ・工場再整備時に、燃やすごみの中継輸送機能を確保するため、敷 地内に新たな中継輸送施設の建設を行います。



再整備する保土ケ谷工場

【参考1】保土ケ谷工場再整備事業 概要・スケジュール

仮契約の相手方	三菱 [※] ・大林・フジタ・馬淵・大洋・梓異業種建設共同企業体
仮契約金額	74,456,800,000 円

※代表構成員:三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 国内事業部

スケジュール

	令和 5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保土ケ谷工場 再整備	事業者 公募·選定		既	存建物解	体+詳細設	計・施工		

【参考2】中継輸送施設整備 概算工事費·工期

工事	概算工事費	工期	
中継輸送施設建設工事	34億円	令和5~6年度	

② 金沢工場の長寿命化対策

・老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を行い、延命化を図ります。令和6年度は、焼却炉のプラント工事の契約を行います。

【参考】金沢工場長寿命化対策事業 概算工事費·工期

工事	概算工事費	工期	
金沢工場焼却炉等改修工事	110億円	令和6~10年度	

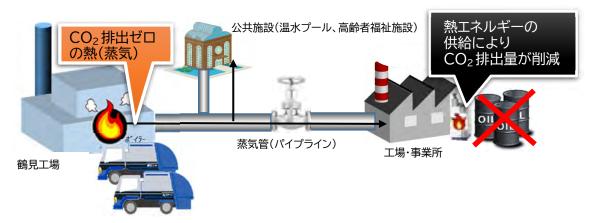
③ 将来を見据えた廃棄物処理施設の更新

- ・ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄 物処理施設の計画的な更新に向けた基礎的な調査、検討を行います。
- ・旧磯子工場の建屋を活用している磯子検認所について、老朽化に伴い、移転に向けた検討を行います。

(2) 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

12,000 万円(前年度 O 万円)

・化石燃料で蒸気をつくり使用している事業者に対して、ごみの焼却に伴い発生する蒸気(環境にやさしいエネルギー(熱))を供給することで、鶴見区末広地区の CO2排出量の削減に取り組みます。令和6年度は、蒸気を送るための設備の設計を行うとともに、工事にも着手します。



ごみ焼却「熱エネルギー」の末広地区での活用イメージ

- ・発電効率が良い工場での焼却を優先することで、環境にやさしいエネルギー(電気)を最大限創出します。
- ・環境にやさしいエネルギー(電気)について、民間事業者や市庁舎・区庁舎等で活用することで、市内での100%利用を継続します。

コラムア

「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて ~ごみ焼却工場の排ガスから CO₂を分離・回収、利用~

■ごみ焼却工場の排ガスから CO₂を分離・回収、利用

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる CO₂を分離・回収し、利用する技術 (CCU*1)の確立に向け、東京ガス株式会社、三菱重工グループ企業*2と横浜市が、CO₂と水素を合成してメタンガスを生成する技術 (メタネーション)の実証試験を行っています。

令和5年7月から、鶴見工場の排ガスから分離・回収した CO₂を、東京ガス横浜テクノステーションに輸送し、メタネーションに利用する、国内初となる地域連携での実証試験を開始しました。

令和6年度は、脱炭素化に必要となる CCU 技術の確立に向けて、実証試験を引き続き進めるとともに、メタネーション施設以外への CO2活用拡大について、民間事業者からの提案を広く募集するなど、2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けて取組を進めています。

※1 Carbon dioxide Capture and Utilization(二酸化炭素の分離・回収、利用)の略※2 三菱重エエンジニアリング株式会社、

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社



コラム8 廃棄物処理施設の整備

■ 本市廃棄物処理施設の現状

本市では、家庭や事業所から排出される燃やすごみの焼却をはじめ、家庭から排出された缶・びん・ペットボトルの選別やし尿の受入等、様々な廃棄物処理・処分を行っています。

本市の廃棄物処理施設は昭和後期から平成初期にかけて建設されたものが多く、建設から 30年以上の施設が8割以上となるなど、老朽化が進んでいます。

そのため、今後、様々な廃棄物処理施設において、老朽化対策のための施設整備が必要となります。

■ 廃棄物処理施設整備の基本的な考え方

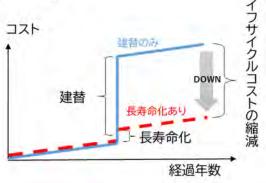
大規模補修や更新といった廃棄物処理施設の整備を行うにあたっては、本市公共施設の施設整備を行う上での基本計画である「横浜市公共施設等総合管理計画」の『公共施設のマネジメント3原則』に基づき、長寿命化や施設規模の効率化、財源の創出に配慮します。

■ 『公共施設のマネジメント3原則』に基づいた廃棄物処理施設整備の具体例

1 金沢工場の長寿命化対策によるライフサイクルコストの削減

劣化の進んだ基幹的設備の補修・更新工事などの長寿命化対策を行うことにより、施設の耐用年数を15年程度、延命化することが可能となります。

長寿命化対策を行うことで、単純に施設を更新 する場合と比べ、工場のライフサイクルコストの 大幅な削減が図れます。

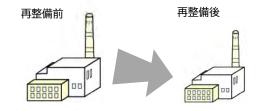


長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

2 保土ケ谷工場再整備における処理規模のダウンサイジング

今後実施するプラスチック対策や人口動態などから将来のごみ量を予測し、再整備する保土ケ谷工場の処理規模を日量 1,200 トンから 1,050 トンヘダウンサイジングしました。

これにより、建設費の大幅な縮減が図れました。



将来のごみ発生量にあわせ 処理規模をダウンサイジング

3 ごみ焼却工場の再整備・長寿命化対策における売電収入の増加

再整備にあたっては、国内トップクラスの高効率発電設備を導入、長寿命化対策では、発電 設備を改造し、共に発電能力を向上させます。加えて、省エネ機器を多数導入することにより、 売電収入を最大限確保します。

また、ごみ焼却工場で作られた電気は CO_2 を排出しない環境にやさしいエネルギーであり、「Zero Carbon Yokohama」の実現にも大きく貢献します。

Ⅳ 予算総括表及び主な事業内容

1 令和6年度資源循環局予算総括表

(単位:千円)

款 項 目		本年度	前年度	増▲減	増減率
10蒜	太 資源循環費	48,169,328	42,071,190	6,098,138	14.5%
	1項 資源循環管理費	23,548,418	23,218,063	330,355	1.4%
	1目 資源循環総務費	15,389,030	15,293,620	95,410	0.6%
	2目 減量・リサイクル推進費	5,981,822	5,533,554	448,268	8.1%
	3目 事務所費	445,687	441,738	3,949	0.9%
	4目 車両管理費	1,731,879	1,949,151	▲ 217,272	▲ 11.1%
	2項 適正処理費	24,292,014	18,489,153	5,802,861	31.4%
	1目 適正処理総務費	7,087,870	6,654,289	433,581	6.5%
	2目 工場費	10,854,070	5,484,798	5,369,272	97.9%
	3目 処分地費	6,009,189	5,999,827	9,362	0.2%
	4目 産業廃棄物対策費	340,885	350,239	▲ 9,354	▲ 2.7%
	3項 し尿処理費	328,896	363,974	▲ 35,078	▲ 9.6%
	1目 し尿処理総務費	178,137	176,460	1,677	1.0%
	2目 し尿処理施設費	150,759	187,514	▲ 36,755	▲ 19.6%
	合 計	48,169,328	42,071,190	6,098,138	14.5%
	特定財源	19,931,659	17,013,069	2,918,590	17.2%
	16款 分担金及び負担金	25,544	30,341	▲ 4,797	▲ 15.8%
財	17款 使用料及び手数料	5,535,990	5,508,528	27,462	0.5%
源	18款 国庫支出金	1,447,347	87,337	1,360,010	1557.2%
内	20款 財産収入	86,470	85,465	1,005	1.2%
訳	21款 寄附金	1,211	938	273	29.1%
	22款 繰入金	0	1,000	▲ 1,000	皆減
	24款 諸収入	7,998,097	10,179,460	▲ 2,181,363	▲ 21.4%
	25款 市債	4,837,000	1,120,000	3,717,000	331.9%
	一般財源	28,237,669	25,058,121	3,179,548	12.7%

2 主な事業内容 (単位: 千円)

10 款 1 項 資源循環管理費

10 款 1 項 1 目 資源循環総務費

本年度	前年度	増▲減		本年月	 度財源内訳	
	削干及	堷▲洮	国・県	市債	その他	一般財源
15, 389, 030	15, 293, 620	95, 410	0	0	4, 938, 616	10, 450, 414

事業内容

(1) 職員人件費

15, 274, 558 千円[+102, 149 千円]

職員の給料、職員手当、共済費(事業主負担分)等

※職員数 1,908 人(再任用職員 125 人含む。)

(2) 厚生費等

93,373 千円[▲5,544 千円]

職員の健康管理及び作業環境の維持、自動車事故対策に係る経費等

(3) 減量・リサイクル施策推進事業

6,216 千円[▲630 千円]

横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進、減量・リサイクル施策の検討、審議会の運営等

(4) その他管理費等

14,883 千円[▲565 千円]

局内の事務費、一般廃棄物処理手数料の徴収事務、防災備蓄品の購入等

10 款 1 項 2 目 減量・リサイクル推進費

本年度	前年度	増▲減		本年	度財源内訳	
	削牛皮	'百 ▲ /啖	国・県	市債	その他	一般財源
5, 981, 822	5, 533, 554	448, 268	0	0	2, 994, 414	2, 987, 408

事業内容

(1) 3 Rの推進

47,312 千円[+26,812 千円]

リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の実践行動を推進します。

また、横浜 G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、ヨコハマ プラ 5.3(ごみ)計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えします。

(2) 分別・リサイクルの推進

4,677,231 千円[+482,534 千円]

① 分別・リサイクル推進事業

2. 274. 871 千円[+419. 594 千円]

分別収集したプラスチック資源やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみなどの中間処理・ 資源化委託を実施します。

② 資源選別施設管理運営事業等

2.402.360 千円[+62.940 千円]

分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、 ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化します。

(3) 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組 1.017.072 千円 [▲83,206 千円]

① 発生抑制等推進事業

24,016 千円[▲891 千円]

SDGs の達成、脱炭素化に向け、3Rの中で最優先に取り組むべきリデュース(発生抑制)を推進し、 特にプラスチック対策及び食品ロス削減を進めます。

② 環境事業推進委員等事業

19.886 千円 [▲447 千円]

環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。 また、3R 行動の推進等に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図ります。

③ 資源集団回収促進事業

973, 170 千円[▲81, 868 千円]

自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布 等を資源化します。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を 交付します。

登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続等をデジタル化する資源集団回収オンラインシステ ムの運用を開始します。

(4) 事業系ごみの適正処理・減量化の推進

237, 268 千円[+22, 454 千円]

① 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等

196.621 千円[+20.704 千円]

「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進めます。 また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策として リサイクル等を働きかけます。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組みます。

② 事業系ごみ適正搬入推進事業等

40.647 千円[+1.750 千円]

焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止します。また、一般廃 棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進します。

(5) 国際協力事業

2,939 千円[▲326 千円]

各国が抱えている廃棄物の課題解決に向け、国やIICA等と連携して支援を実施します。

10 款 1 項 3 目 事務所費							
本年度	前年度	増▲減		本年度	財源内訳		
本年度 	削十戌		国・県	市債	その他	一般財源	
445, 687	441, 738	3, 949	0	0	32, 755	412, 932	

事業内容

(1) 事務所等運営費

400,091 千円[+6,570 千円]

収集事務所等の維持管理を行います。

(2) 事務所等整備補修費

45,596 千円[▲2,621 千円]

収集事務所等の整備・補修を実施します。

10 款 1 項 4 目 車両管理費

本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
	削十度	百▲/败	国・県	市債	その他	一般財源
1, 731, 879	1, 949, 151	▲ 217, 272	0	270, 000	8, 587	1, 453, 292

事業内容

(1) 車両維持管理費等

501,905 千円[▲6,033 千円]

収集車両の維持管理や燃料の調達等を行います。

(2) 車両調達費

1, 229, 974 千円[▲211, 239 千円]

ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達します。

10款2項 適正処理費

10款2項1目 適正処理総務費

本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
	<u>削</u>	百▲/败	国・県	市債	その他	一般財源
7, 087, 870	6, 654, 289	433, 581	0	0	147, 625	6, 940, 245

事業内容

(1) 家庭ごみの収集運搬

6,915,766 千円[+432,843 千円]

① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業

4.049.824 千円[+312.999 千円]

家庭から排出されたプラスチック資源及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施します。

2 中継輸送業務委託等

733,072 千円[+7,816 千円]

家庭ごみ収集運搬業務の効率化や焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。

③ 粗大ごみ処理事業

1,973,521 千円 [+74,449 千円]

粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。 また、インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入します。

④ 適正処理総務管理費等

159,349 千円[+37,579 千円]

課題を抱える集積場所の環境改善、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出に 係る支援に取り組みます。

(2) きれいなまち横浜の推進

172, 104 千円[+738 千円]

① クリーンタウン横浜事業

164,386 千円[+801 千円]

来街者が多く訪れる都心部における清掃委託を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を推進します。

喫煙禁止地区では、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を行い、歩きたばこ防止や喫煙マナー 向上に取り組みます。

② 不法投棄等対策事業

7,718 千円[▲63 千円]

不法投棄の防止を図るほか、不法投棄された廃棄物の対応を行います。また、「横浜市放置自動車 及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分します。

10 款 2 項 2 目 工場費								
+ f. cc		₩▲清	本年度財源内訳					
本 牛 及	本年度 前年度 増▲減	国・県	市債	その他	一般財源			
10, 854, 070	5, 484, 798	5, 369, 272	1, 447, 347	4, 558, 000	4, 777, 608	71, 115		

事業内容

(1) 焼却工場の管理・運営

5,584,095 千円[+746,999 千円]

① 工場運営費等

2,834,539 千円[+21,964 千円]

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施します。また、焼却工場で 創出した電力等を売却し、財源を確保します。

② 工場補修費等

2,749,556 千円[+725,035 千円]

焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施します。

(2) 保土ケ谷工場再整備事業

4,628,010 千円[+4,441,726 千円]

保土ケ谷工場の再整備に向け、事業者と契約します。また、中継輸送施設の建設を行います。

(3) 金沢工場長寿命化対策事業

16,325 千円[+16,325 千円]

焼却炉等改修工事の契約、浸水対策工事の設計を行います。

(4) 焼却灰資源化事業

17,788 千円[▲6,332 千円]

焼却灰の資源化を実施します。

(5) 工場環境保全調査費等

97,999 千円[▲1,132 千円]

環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を実施します。また、ごみの組成調査を実施します。

(6)港南工場跡地活用事業

509,853 千円[+171,686 千円]

済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、既存建物解体の経費負担を行います。

10 款 2 項 3 目 処分地費								
大 左庇	並左由	1∺ ∧ % :	本年度財源内訳					
本年度 前年度 	増▲減	国・県	市債	その他	一般財源			
6, 009, 189	5, 999, 827	9, 362	0	0	74, 848	5, 934, 341		

事業内容

(1) 最終処分場の管理・運営

716,375 千円[+18,060 千円]

① 南本牧最終処分場の管理・運営

357,410 千円[+3,870 千円]

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行います。また、最終処分場の安定稼働が継続できるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施します。

② 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営

358,965 千円[+14,190 千円]

埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正 に行います。また、最終処分場跡地の有効活用拡大についても、引き続き取り組んでいきます。

(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業

5, 267, 017 千円[±0 千円]

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出します。

(3) 処分地環境保全調査費

25,797 千円[▲8,698 千円]

環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施します。

10 款 2 項 4 目 産業廃棄物対策費 本年度財源内訳 増▲減 本年度 前年度 国・県 市債 その他 一般財源 0 593, 903 340.885 350. 239 **▲**9.354 0 **▲**253. 018

事業内容

(1) 産業廃棄物の適正処理

84,864 千円[+1,099 千円]

① 排出事業者指導費等

24,217 千円[+5,736 千円]

産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・ 許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策として多量 に排出する事業者にリサイクル等を働きかけます。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づ く許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図ります。

② 不適正処理監視 指導強化事業

20.131 千円[+252 千円]

産業廃棄物等の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施します。

③ PCB適正処理推進費

40.516 千円 [▲4.889 千円]

市内事業者に対し、低濃度PCBが使用された電気機器の保有確認及び処分期間内の適正処理を促します。また、保管事業者が処理を行わない高濃度PCB廃棄物が発生した場合は、本市が行政代執行により処理します。

(2) 南本牧最終処分場埋立事業等

148, 422 千円[+2, 665 千円]

市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・ 運営に要する経費を支出します。

(3) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業 107,599 千円[▲13,118 千円]

公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流します。

行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行います。

10 款3項 し尿処理費

10 款 3 項 1 目 し尿処理総務費

本年度	並左由	増▲減	本年度財源内訳			
	前年度	'百▲冰	国・県	市債	その他 一般財派	
178, 137	176, 460	1, 677	0	0	78, 896	99, 241

事業内容

(1) し尿処理総務管理費等

92,657 千円[+996 千円]

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行います。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を実施します。

(2) 公衆トイレ維持管理費

85.480 千円[+681 千円]

市内公衆トイレの清掃や維持管理を行います。

10 款 3 項 2 目 し尿処理施設費

本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
150, 759	187, 514	▲ 36, 755	0	9, 000	60	141, 699

事業内容

(1) 磯子検認所費等

109,659 千円[+25,000 千円]

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽汚泥等について、磯子検認所で前処理した後、水再生センター へ圧送します。また、施設の管理・運営業務を委託により実施します。

(2) 災害対策用トイレ整備事業

28,427 千円[▲23,978 千円]

地域防災拠点等に配備しているトイレパックの更新を実施します。また、トイレパックの備蓄など、家 庭での取組について引き続き啓発を実施します。

(3) 公衆トイレ整備事業

12.673 千円 [▲37.777 千円]

民間事業者と連携した公共トイレ協力店の取組を実施し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。

